

「運営推進会議」「介護・医療連携推進会議」

区分	運営推進会議		介護・医療連携推進会議
対象サービス	・指定小規模多機能型居宅介護（予防含む） ・指定認知症対応型共同生活介護（予防含む） ・指定地域密着型特定施設入居者生活介護 ・指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・指定看護小規模多機能型居宅介護	・指定地域密着型通所介護 ・指定認知症対応型通所介護	・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
開催頻度	概ね2か月に1回	概ね6か月に1回以上	概ね6か月に1回
構成員	・利用者又は利用者の家族 ・地域住民の代表者（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等） ・市町村または地域包括支援センターの職員 ・当該サービスについて知見を有する者（高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者等）		・利用者又は利用者の家族 ・地域住民の代表者（町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等） ・地域の医療関係者（地方医師会の医師等、地域の医療機関の医師や医療ソーシャルワーカー等） ・市町村または地域包括支援センターの職員 ・当該サービスについて知見を有する者（高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者等）
会議の目的	事業所が提供しているサービスの内容を会議で明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図る。		事業所が提供しているサービスの内容を会議で明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図る。 地域における介護及び医療に関する課題について関係者が情報共有を行い、介護と医療の連携を図る。
会議の内容	事業所は活動状況を報告し、会議から必要な要望、助言等を聴く。		
記録の作成・公表	事業所は会議の報告、評価、要望、助言等の記録を作成し、公表する。		